

教育規程の改正

第5章 地区

—— 地区役員 ——

5-8 地区コミッショナーの委嘱及び任務等

2023年2月18日教育推進本部会合承認

2023年3月11日理事会承認

2023年4月1日施行

第5章 地区

現行		改正案		備考
地区コミッショナーの委嘱及び任務等5-8	<p>地区コミッショナーは、県コミッショナーと地区委員長との推薦により、県連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。</p> <p>② 地区コミッショナーの任期は2年とし、再任を妨げない。この場合における更新は6月30日とする。</p> <p>③ 地区コミッショナーの推薦に当たっては、次のことを考慮する。</p> <p>(1) 青少年の教育を託するに足る品性及び経歴を有すること。</p> <p>(2) 本運動の経験及び知識を有すること。</p> <p>(3) 地区内の教育にたずさわる指導者を主導する能力を有すること。</p> <p>(4) コミッショナー任務別研修地区コミッショナー課程を修了した者又は就任後できるだけ速やかに同課程を修了できる者であること。</p> <p>④ 地区コミッショナーの任務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 地区コミッショナーは、地区における本運動が本連盟と県連盟の規定に従い展開するよう努めるとともに、地区内の指導者に対して助言及び指導を行う。</p> <p>(2) 地区コミッショナーは、地区委員会の下で、スカウト教育について純正な推進を図り、地区委員会に対して責任を負うとともに、教育面及び指導面で地区を代表する。</p> <p>(3) 地区コミッショナーは、地区副コミッショナーを統括し、所管する任務を分担させるとともに、団担当コミッショナーに対して助言及び指導を行う。</p> <p>(4) 地区コミッショナーは、地区内のコミッショナーと協力し、団に対して助言及び指導並びに援助を行う。</p>	地区コミッショナーの委嘱及び任務等5-8	<p>④ 地区コミッショナーの任務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 現行通り</p> <p>(2) 地区コミッショナーは、地区委員会の下で、スカウト教育について純正な推進を図り、地区委員会に対して責任を負うとともに、教育面及び指導面で地区を代表する。</p> <p>(3) (2) 現行通り</p> <p>(4) (3) 現行通り</p>	<p>(2) を削除し、以下番号繰り上げ。</p> <p>理由：地区においてもスカウト・指導者の教育面、指導面において責任を持つのは県コミッショナーであることから(2)を削除し、地区コミッショナーの任務を明確に示す。</p>